

お取引の皆様へ

富山第一銀行

ご 提 案

「でんさいネット」による支払い方法へ 変更を依頼する場合の案内文サンプル

<ご提案内容>

- ① 支払い方法変更のお願い
- ② 支払い方法変更に関する回答書
- ③ <でんさい>による決済手段のご案内
- ④ <でんさい>の取引の仕組み(イメージ)

※上記サンプルを用意しましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

平成 25 年●月●日

お取引先様 各位

●●株式会社

～支払方法変更のお願い～
(でんさいネットへの移行について)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、お取引先への代金支払方法につきまして、従来の手形から「電子記録債権※1」による支払（以下、「でんさいネット※2」）に移行する予定です。

でんさいネットは、平成 25 年 2 月にスタートしたサービスであり、国内すべての金融機関が参加する予定です。また支払側、受取側の双方にメリットがある仕組みであり、将来的に企業のインフラとして広く普及することが予想されます。

弊社では、でんさいネットへの移行により、貴社に以下のメリットをご提供できるものと考えております。

また、「でんさい」は、一定手続きのもとで、譲渡することも、金融機関での割引きも可能です。

< 「でんさいネット」での新しいメリット >

1. 支払期日の当日に資金化が可能
2. 指定口座に自動入金されるため取立てが不要
3. 手形では不可能であった分割による譲渡(割引)が可能
4. ペーパーレスのため、貴社の保管・管理業務の削減が可能

でんさいネットは、インターネットでご利用いただけますが、金融機関で個別に手続きが必要となります。金融機関では、それぞれ手数料が設定されており、所定の申込手続きがございます。

でんさいネットの利用をご検討いただき、別紙回答書にて弊社宛ご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、別紙回答書にて「でんさいネットを利用する」とされた方につきましては、回答書の弊社受取時期に合わせて、下記の通りでんさいによる支払を開始させていただきますのでご了承ください。

回答時期	でんさいでのお支払開始時期
毎月 20 日までのご回答	翌月のお支払から
毎月 20 日以降のご回答	翌々月のお支払から

本件、お手数をおかけ致しまして誠に恐縮と存知ますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

※ 1 「電子記録債権法」（平成 20 年 12 月 1 日施行）に基づく電子記録を要件とする金銭債権です。

※ 2 「でんさいネット」は㈱全銀電子債権ネットワークの略称です。「でんさいネット」が提供する電子記録債権を「でんさいネット」と呼びます。

<別 紙>

●●株式会社 行き

会 社 名

ご担当部署

ご担当者様お名前

回 答 書

でんさいネットを利用される場合、下記をご記入のうえ弊社宛ご連絡ください。

でんさいネット 申込銀行 (受取希望口座)	銀 行(銀行コード)	
	支 店(支店番号)	
	預金種別 (どちらか一方に○)	普通預金 当座預金
	口座番号	

でんさいネット利用者番号 (9桁の英数字)									
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※「でんさい」による支払開始のタイミングは回答書の到着時期により異なります。

回答時期	でんさいでのお支払開始時期
毎月 20 日までのご回答	翌月のお支払から
毎月 20 日以降のご回答	翌々月のお支払から

<でんさい>による決済手段のご案内

手形削減による事務効率化、印紙代の削減が期待できます！

<でんさい>による決済手段とは

- でんさいネットサービスは全国銀行協会が設立した電子債権記録機関である「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」が運営する新しい決済サービスです。
- 従来の手形・売掛金に代わる新しい決済手段として、全国約1,300の金融機関がサービスを提供予定です。
- 電子債権記録機関である「でんさいネット」が作成する記録原簿に債権内容を電子的に記録することにより、<でんさい（電子記録債権）>の発生・譲渡等を行うことができます。

ご利用のメリット

支払企業サイド

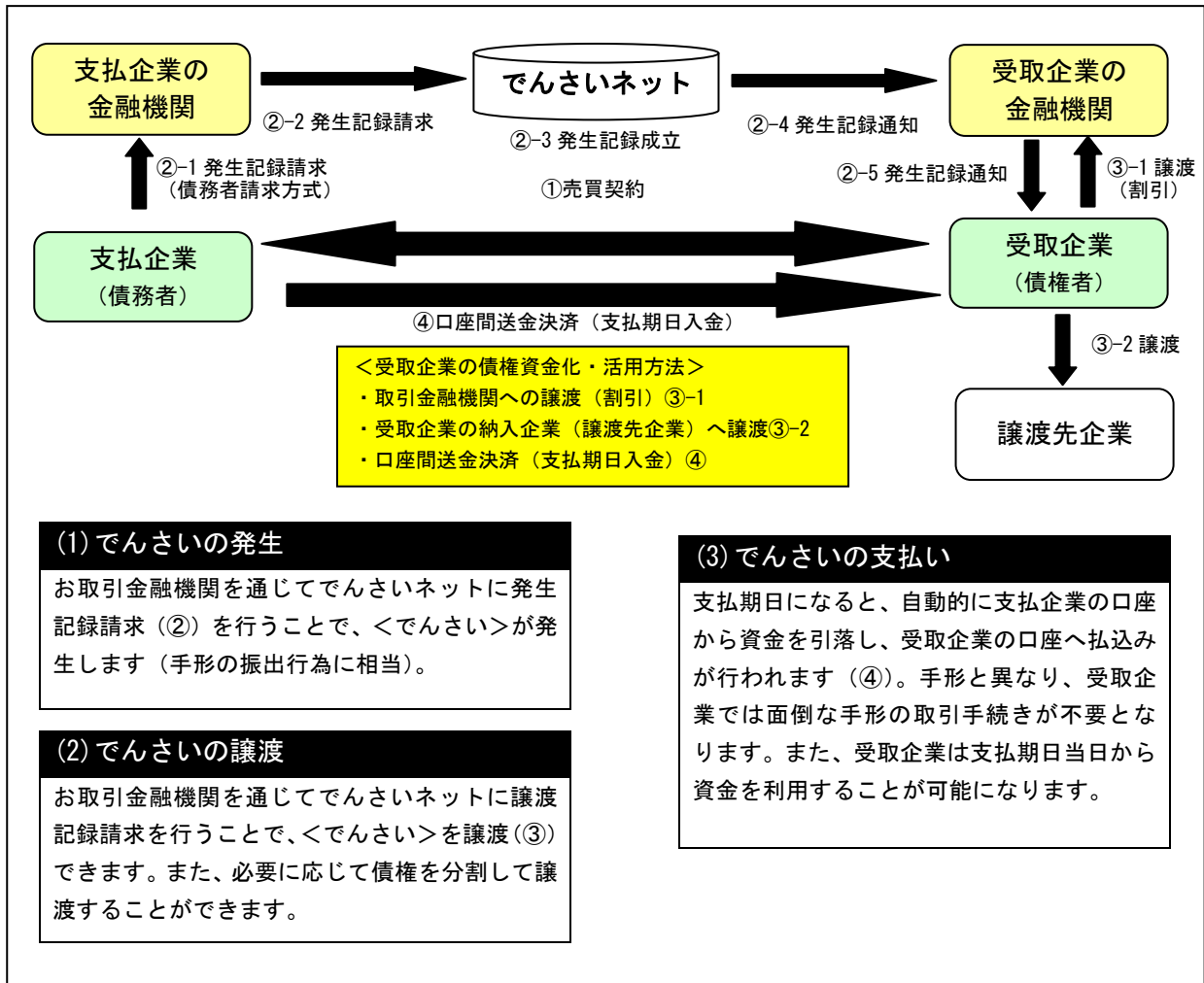
1. **手形発行にかかっていた各種コストが削減できます。**
 - 印紙が不要なため印紙代の削減が可能です。
 - 手形発行に係る手形用紙代金・郵送費用・保険料等が削減できます。
2. **手形から<でんさい>への変更にもない、事務の合理化が期待できます。**
 - 手形発行時に発生していた記名・捺印や金額記入等の事務作業が不要となります。
3. **手形の紛失・盗難にもなうリスクやトラブルが回避できます。**
 - <でんさい>は手形と異なり<実際のもの>がないため、盗難や紛失の心配がありません。

受取企業サイド

1. **手形の保管スペースや盗難への備えが不要になり、管理コストが削減できます。**
 - 債権を電子データで管理するため、手形等現にある物を管理するリスクやコスト等が削減できます。
2. **支払期日当日から資金をご利用いただけます。**
 - 口座間送金決済により支払期日当日に決済資金が指定口座に入金される仕組みのため、入金後はその当日から資金を利用することができます。
3. **金融機関での割引や譲渡も可能です。**
 - でんさいは手形と同様に第三者への譲渡が可能であり、取引金融機関にて割引を行うことも可能です。また、手形では実現しなかった、債権金額の一部譲渡や一部割引を行うことも可能です。
4. **取立にかかる事務手続が不要です。**
 - 決済資金が支払期日に自動的に口座に入金されるため、金融機関への取立手続が必要ありません。

※<でんさい>による決済手段のお申込みおよび割引サービスのご利用には、金融機関の審査が必要となります。

＜でんさい＞の取引の仕組み（イメージ）



ご利用にあたって

- **ご利用にあたり、金融機関にて「でんさい」に関する利用申込が必要となります。**
 ※ご利用方法は、インターネットバンキング・ファームバンキング・FAX等の書面による方法がございます。実際のお取引で「でんさい」をお受け取りになる場合、インターネットバンキング等を通して、発生記録請求により発生した「でんさい」の債権内容をご確認いただくこととなります。ご利用方法は金融機関毎に異なりますので、詳しくは、お取引金融機関にご相談ください。
- **決済口座は普通預金口座または当座預金口座が利用できます。**
 ※金融機関によっては、当座預金に限定される場合もあります。

ご留意事項

- **でんさいネットサービスには、手形交換所と同様の取引停止処分がございます。**
 - ・支払期日に口座間送金決済が行われないことが6ヶ月以内に2回発生した場合、以下の処分が2年間行われます。
 - 債務者としてのでんさいの利用禁止
 - 参加金融機関の貸出取引の禁止（債権保全のための貸出は除く）
- **法務・会計・税務等のお取り扱いにつきましては、必ず弁護士・公認会計士・税理士などの専門家にご相談ください。**
- **実際のご利用にあたっては、関係約定書等の規定が適用されます。詳しくは、お取引金融機関にご相談ください。**